

転居などの手続きはお早めに

3・4月は、就職や進学、転勤などで引っ越しをする方が多く、窓口が大変混み合いますので、手続きは早めに行いましょう。

○市民課関係

届け出の種類	必要なもの	備考
市外へ住所を変更 (引っ越しの前に)	転出届	転出先の住所、世帯主を届け出た場合は、転出証明書を交付します。転出証明書は転入先市区町村窓口で転入手続きの際に提出してください。
	印鑑・運転免許証など	届け出人の印鑑と運転免許証をお持ちください。
	①印鑑登録証 ②住民基本台帳カード ③国民健康保険証	①②③をお持ちの方は転出届により、失効しますので返却ください。 ※国民健康保険に加入の方で学生が転出する場合は、在学証明書をご持参ください。間に合わないときは後日でも受け付けます。
市外から中野市へ住所を変更 (引っ越しから14日以内)	転出証明書	今まで住んでいた市区町村窓口で、あらかじめ交付を受けてください。
	転入届	中野市での住所地番・行政区・世帯主を確認し届け出てください。中野市で国民健康保険に加入する方はお申し出ください。
	印鑑・運転免許証など	届け出人の印鑑と運転免許証をお持ちください。
市内で住所を変更 (引っ越しから14日以内)	転居届	新しい住所地番・行政区・世帯主を確認し届け出てください。
	印鑑・運転免許証など	届け出人の印鑑と運転免許証をお持ちください。
	住民基本台帳カード	新しい住所をカード裏面に記入します。
会社などをやめて国民健康保険、国民年金に加入するとき(14日以内)	健康保険離脱証明書(保険の喪失証明書)年金手帳	60歳から65歳未満の方は、国民年金・厚生年金保険年金証書をお持ちください。
	印鑑・運転免許証など	届け出人の印鑑と運転免許証をお持ちください。
	国民健康保険証 職場の健康保険証	加入者全員の保険証をお持ちください。
会社などに就職して国民健康保険を喪失するとき(14日以内)	印鑑・運転免許証など	届け出人の印鑑と運転免許証をお持ちください。

※届け出の際に、届け出た方の本人確認を行いますので、運転免許証などの写真付き身分証明書を必ずお持ちください。なお、届け出人が別世帯の場合は、本人の委任状が必要です。

問い合わせ・届け出先 市役所市民課窓口係 ☎(22)2111(内線236)
豊田支所地域振興課 ☎(38)3111(内線131)

○上下水道関係 ※市役所上下水道課の窓口、または豊田支所で受け付けています

届け出の種類	届け出などに必要なもの	手数料	電話での受付
転出・転居するとき (水道の使用を止めるとき)	印鑑【電話で届け出される場合は、料金の精算の方法、転出・転居先の住所、連絡先をお知らせください】	無料	○
転入・転居するとき (水道を使い始めるとき)	印鑑、手数料など【料金を口座振替する場合は、口座番号、預金通帳登録印鑑をお持ちください】	500円	×
所有者(使用者)が変わるとき (市民課などに転出入届けを出しても水道などの名義は変わりません)	印鑑、土地建物などを購入した場合は売買契約書の写しなど【家族間の異動の場合は電話でも受付可能です】	無料	△

※土・日曜日、祝日は、閉庁のため届け出の受付および水道の開栓、閉栓の対応はできませんので、事前に届け出をお願いします。

問い合わせ先 市役所上下水道課営業係 ☎(22)2111(内線284)

休日窓口業務を行います

住民異動などが増加する3月中旬から4月上旬の日曜日の午前中、市役所本庁において休日窓口業務を行いますのでご利用ください。
実施日 3月18日、25日、4月1日、8日(いずれも日曜日)
時間 午前8時30分～正午
※他市町村、関係機関などに確認を要する業務は取り扱いできません。

取り扱い業務	担当課	電話番号
◎戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本に関する証明書の交付 ◎住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の交付 ◎印鑑の登録、廃止の申請の受け付け、印鑑登録証明書の交付 ◎税関係証明書の交付 ◎戸籍届出、住民異動届の受け付け ◎国民年金保険料免除(学生納付特例を含む)申請の受け付け	市民課	市役所代表 (22)2111 【内線236・237】
◎市税の収納 ◎税関係証明書の作成	税務課	【内線227】
◎国民健康保険の加入、喪失手続き ◎福祉医療申請(乳幼児除く)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者児福祉サービスの受け付け	福祉課	【内線294・296】
◎子ども手当申請、福祉医療申請(乳幼児等)の受け付け	子育て課	【内線356】
◎保育所入所、退所手続き ◎保育料の収納	保育課	【内線293】
◎水道の開閉栓手続き ◎水道、下水道料金の収納	上下水道課	【内線281】

市では、活用見込みのない土地を売却します。購入をご希望の方は、お申し込みください。
所在地 中央三丁目640番8(旧中野市福祉会館跡地)
面積・地目 461・17平方メートル・宅地
最低売却価格 159万1千365円
応募対象者
・市内に住所または勤務先を有する個人の方
・市税の滞納がない方
※その他の参加資格については市公式ホームページの「市有財産売却案内書」をご確認ください。

決定方法 条件付一般競争入札により決定
申し込み期限 3月30日(金)
申し込み方法 「一般競争入札参加申込書兼受付済書」に必要事項を記入の上、市役所財政課へ提出してください。
申込書は市公式ホームページからダウンロードできます。
市公式ホームページ
http://www.city.nakano.nagano.jp/
問い合わせ先 市役所財政課管財係
☎(22)2111(内線222)

普通財産を売却します

入札制度が変わります

市が執行する入札について内容の一部を改正します。
◎事後審査型一般競争入札運用範囲を拡大

建設工事100万円以上、業務委託50万円以上、物品購入80万円以上、物品借入れ40万円以上
◎入札を棄権する者の処分

同一年度内に3回以上の棄権をした者の入札参加を3カ月間認めない
◎現場代理人の重複の承認

に限り、1人で2件まで現場代理人の重複を承認する
◎最低制限価格算出基準の改正
予定価格範囲内の価格で入札をした者の価格の低い方から60%の者がした価格の平均額の90%の額を最低制限価格

として設定
問い合わせ先 市役所財政課管財係
☎(22)2111(内線222)
市公式ホームページ
http://www.city.nakano.nagano.jp/